

邑楽町環境基本条例(概要版)

■ どうして環境基本条例は必要なの？

邑楽町は、水と緑が豊かで自然に恵まれた環境がありますが、不法投棄や野生動植物の減少など、さまざまな環境問題も発生しています。これらの問題に効果的に対応するためには、どのような施策を実施していくか、町全体としての方向性を示し、計画的に進めていく必要があります。

邑楽町環境基本条例には、この町全体の方向性が書かれています。

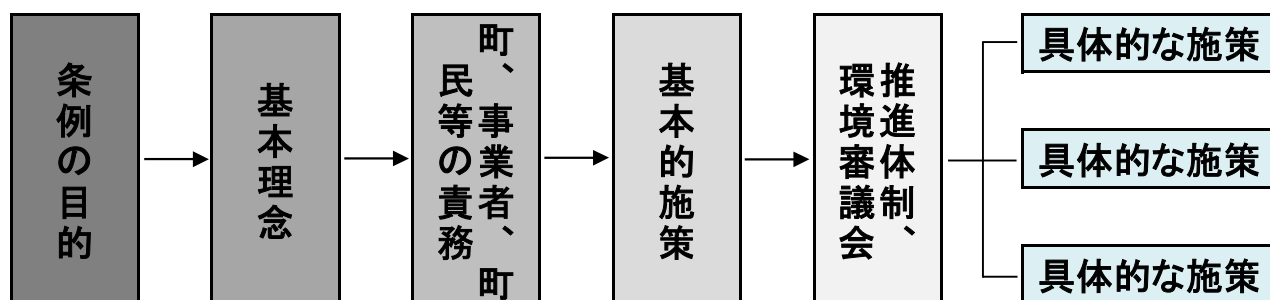
■ 条例の内容はどんなもの？

町、事業者、町民等が環境について果たすべき責務、良好な環境の保全と創造を行うにあたっての基本理念、基本的施策、推進体制などが書かれています。

構成は、下図のようになっています。

※詳細については、次のページをご覧ください。

【環境基本条例の構成】



■ 条例ができるとどうなるの？

環境基本条例は、環境に関する方向性のみを定めたもので、罰則等はありません。条例が施行されたあとは、条例に書かれた方向性に基づいて、どのように施策を進めていくのかを定めた行動計画(これを「環境基本計画」といいます。)をつくります。

また、必要に応じて、環境に関する規制等を行うための個別の条例の制定を行います。

条例の内容

【第1章 総則】

第1章には、①「条例の目的」、②「用語の定義」、③「基本理念」、④「町、事業者、町民の責務」が書かれています。

【第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策】

第2章には、①「環境施策の策定・実施に関する理念」、②「環境基本計画（環境施策の具体的な行動計画）」、③「協定締結（町と事業者が協力して環境を保護することを目的）」、④「基本施策」について書かれています。

※④「基本施策」の内容

- ・環境保全上の支障を防止するため町が行う必要な措置
- ・良好な景観の保全と創造のために町が行う必要な措置
- ・循環型社会構築のために町民等が行う取組の推進
- ・環境教育や環境学習推進のための必要な措置
- ・町民等による自発的活動を促進するための措置
- ・町民等への適切な情報提供の実施
- ・環境の状況を把握するための調査、監視体制等の整備
- ・他団体と連携した地球環境保全の推進

【第3章 施策の推進体制】

第3章には、①「推進体制の整備」、②「県及び他の地方公共団体との協力」、③「財政上の措置」について書かれています。

【第4章 環境審議会】

第4章には、良好な環境の保全と創造の推進に関して審議を行うための「環境審議会」の設置を規定し、審議事項や組織体制などについて書かれています。